

福島県地域職業能力開発促進協議会の委員の募集
(リカレント教育を実施する大学等)

福島労働局においては、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等のほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う福島県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置します。

つきましては、本協議会の構成員として参加いただくりカレント教育を実施する大学等を募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を図る観点から、貴校が福島県内で取り組むリカレント教育の内容についてご紹介いただくとともに、意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までを予定しています。

募集にあたっては、構成員として 1 又は 2 者程度を予定しています。

それを超える応募があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす大学等とします。

- ①学校教育法における大学、短期大学及び高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- ②大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

4 募集期間等

令和 8 年 8 月 3 日から同年 8 月 24 日の間募集要項等掲載します。

応募期間は、令和 8 年 8 月 3 日から同年 8 月 31 日までとします。

5 応募方法

応募期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メールにてご提出ください。

【kunren-flb@mhlw.go.jp】

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。

7 その他

第1回地域協議会については、令和8年11月初旬に開催を予定しており、また、今年度は2回程度の開催を予定しています。

本地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。

8 本件に関するお問い合わせ先

福島労働局職業安定部訓練課 024-536-7733

以上